

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ  
在イスラエル日本国大使館  
2020年4月7日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 4/7

● 4月7日、イスラエル保健省は更なる行動制限を含む追加の感染防止措置を発表しました。同措置のうち、邦人の皆様の生活に大きく影響する主な内容を以下のとおりお知らせします。

● 今後も更なる追加措置がとられる可能性が考えられます。既に実施されている措置の詳細の確認とともに、イスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

(新たな措置の主な内容：イスラエル保健省発表)

1 4月7日19時から10日朝6時までは、都市間の移動を禁止。同じ居住地区内での食料品の調達、生活に不可欠なサービスの利用は可能。

2 4月7日20時より12日朝8時までの間、全ての公共交通機関(国際旅客便を含む。)の運行を停止(ただし、運輸大臣及び内務大臣の事前の許可がある場合は、この限りではない。)

3 4月8日15時から翌9日朝7時までは、食料品調達のための外出も禁止。

4 エルサレムは7つの地区に分けられ(以下のリンク先の地図のとおり。),本日4月7日19時から10日朝6時まで各種制約付きの移動となる。

(地図掲載リンク) <https://t.me/MOHreport/3781>

5 これらの制限は、住民の多くがユダヤ系でない地区には適用されない。

#### 【参考情報】

(イスラエル保健省)

英語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

<https://t.me/s/MOHreport>

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_jouhou.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html)

問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: [ryouji@tl.mofa.go.jp](mailto:ryouji@tl.mofa.go.jp)

大使館HP : [https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>